

コミュニティ・スクールの導入について

教育振興運動を土台とした

学校運営協議会の設置に向けて

盛岡市では、コミュニティ・スクール（以下「C・S」）の導入を令和四年度より進めて参ります。

令和四年度は、先導校四校（仁王小学校、杜陵小学校、土淵小・中学校）において導入をいたします。先導校の導入に係る準備や体制づくり、導入後の様子などについては、定期的に市教委から各校へ紹介をして参ります。先導校以外の学校においては、先導校での取組を参考にしながらC・Sの導入の準備を進めていただきます。

「ミニユーティ・スクール」（C・S）とは？

C・Sとは、学校運営協議会を設置し、学校運営協議会制度を取り入れた学校のことです。盛岡市は、「学校運営協議会規則」を令和三年十二月に制定しました。

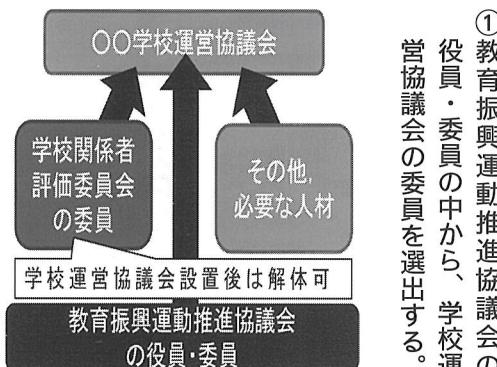
学校運営協議会では、学校運営の改善及び児童生徒の健

全育成を図ることを目的とし、学校運営その他の運営に必要な支援に関する協議（熟議）等を行います。

学校運営協議会には、三つの主な役割（左表参照）があります。

□校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
□学校運営（必要な支援を含む）について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
□教職員の任用に関して、教育委員会規則が定める事項について、教育委員会に意見を述べることができます。

※下線部分については、「基本方針の実現に資する意見」「個人を特定した意見ではなく、対象学校の教育上の課題を踏まえた建設的な意見」と規則で定めています。



学校運営協議会の設置に向けた体制づくりの進め方は？

「学校運営協議会」の立ち上げは、学校が主体となって進めます。

体制づくりに当たっては、教育振興運動等における既存の組織や体制、人材を活用して整備していくきます。

【体制づくりの基本例】

- ①教育振興運動推進協議会の役員・委員の中から、学校運営協議会の委員を選出する。

C・S導入後、教育振興運動はどうなるの？

まず、教育振興運動とC・Sの違いを理解することが重要です。

教育振興運動とは、五者（子ども、学校、家庭、地域、行政）が、それぞれの役割を果たして、子どもたちの学力向上、健全育成、健康安全を目指す「運動」です。令和三年度より

「体験活動の参加促進」「読書活動の習慣化」「情報メディアとの共生」を重点として、各学校区（地域）の実情に応じながら、継続的な取組を行っています。

一方、C・Sは、学校運営や学校の課題解決に対して、保護者や地域の方々が参画できる「仕組み」です。学校運営協議会の委員一人一人が、学校運営の当事者として、子ども



また、学校や教職員が過重な負担を抱え込むことのないよう、組織や体制を変更したり、家庭や地域との役割分担を適切に進めたりすることも必要になります。

②①を土台として、学校関係者評価委員会の委員等、必要な委員を加えて学校運営協議会を組織する。

学校運営協議会を設置した各学校区によって異なります。各学校の実態や実情に応じて、自校にふさわしい体制を見出し、構築していくことが大切です。

体制は、「特殊解」とも言われ、各学校区によつて異なります。

その権限と責任において学校運営を行うことは、これまでと変わりありません。

保護者や地域の方々と協力して進めることが、地域と連携して取り組むことなど重なる部分がありますが、C・Sは、学校が主体であることや、学校運営に深くかかわるという点で大きな違いがあります。

したがつて、C・S導入後も、教育振興運動は継続し、学校運営協議会と連携・協働しながら、取組の充実を図っていくことになります。ただし、各学校区でこれまで進めてきた教育振興運動の組織や取組と、C・Sにおける体制や活動を比較整理し、可能な部分で統合したり、必要に応じて区別したりすることが重要と思われます。